

## エゾシカ管理の今後のあり方に関する検討（案）

## 1 趣旨

北海道では、平成29～33年度までを計画期間とする「第5期北海道エゾシカ管理計画」を策定し、新たな個体数指数及び生息数の目標設定や、より効果的な捕獲手法と地域資源としての捕獲個体の有効活用をあわせて推進しているところであるが、その先を見据え、将来的な北海道にふさわしいエゾシカの管理と活用のあり方や、それに関わる利活用や担い手の育成などといった課題を総合に検討していくことが必要である。

平成29年2月に開催した有識者会議において、今後のあり方に関する検討を行ったところであるが、今後も幅広い関係者から意見を伺い、エゾシカ管理の今後のあり方に関する検討を行うものである。

## 2 検討体制

(1) 名称：「エゾシカ管理のあり方検討部会（仮称）」

(2) 委員の構成：

・学識者（有識者会議の構成員など）

(3) オブザーバー

・有効活用関係者

・農業関係者（JAなど）

・森林所有者

・狩猟者（北海道猟友会など）

(3) スケジュール：

平成30～32年度（年1～2回程度）

平成32年度内に取りまとめ

⇒平成34年度からの「第6期北海道エゾシカ管理計画」に反映

## 3 議論のポイント

○個体数管理システムの構築

○有効活用の推進に向けた仕組み

○担い手の育成・確保 ほか

## エゾシカ対策有識者会議設置要綱（改正案）

### （設置）

第1条 北海道におけるエゾシカの適正な保護管理のため、道がエゾシカ対策を推進するに当たり、専門的かつ科学的な知見等を必要とする事項について、北海道エゾシカ対策推進条例（平成26年条例第7号。以下「条例」という。）及び北海道エゾシカ管理計画に基づき、学識経験者から必要に応じて助言・提案等を求める組織としてエゾシカ対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 有識者会議の所掌事務は、道の要請に応じ、北海道エゾシカ対策推進条例（平成26年条例第7号。以下「条例」という。）及び北海道エゾシカ管理計画に基づき、次の事項に関する基本的事項を協議することとする。

- (1) 条例第6条第2項各号に基づく基本計画に掲げる事項等に関すること
- (2) 条例第7条に基づく捕獲目標数に関すること
- (3) 条例第8条に基づく生息状況等の評価に関すること
- (4) 条例第11条に基づく有効活用に関すること
- (5) 条例第13条第1項及び第2項に基づく調査研究に関すること
- (6) その他、エゾシカ対策の推進に関すること

### （構成）

第3条 有識者会議は、10名以内で構成する。

- 2 構成員は、学識経験者の中から北海道環境生活部長が選定する。
- 3 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は、再任されることができる。

### （座長）

第4条 有識者会議に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長及び座長代理は、構成員が互選する。
- 3 座長は、有識者会議の議事進行を図る。
- 4 座長代理は、座長が不在の場合、その職務を代行する。

### （運営）

第5条 有識者会議は、北海道環境生活部長が招集し、主催する。

- 2 有識者会議は、一部公開とし、議事概要等を公表する。
- 3 北海道環境生活部長は、必要と認める場合、構成員以外の意見等を求めることができる。

### （部会）

第6条 有識者会議は、次の事項について特に検討を行う必要がある場合は、**生息状況評価部会（以下「部会」という。）**を置くことができる。

- (1) エゾシカの捕獲状況について
- (2) エゾシカの生息状況について
- (3) **エゾシカ管理のあり方について**

- 2 部会は、前項について検討評価し、その結果を有識者会議に報告しなければならない。
- 3 部会は、構成員をもって構成する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する構成員が互選する。
- 5 部会長は、部会の議事進行を図る。
- 6 部会は、北海道環境生活部長が招集し、主催する。
- 7 北海道環境生活部長は、必要と認める場合、構成員以外の意見等を求めることができる。s

### （見直し期限）

第7条 有識者会議は、要綱施行日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、有識者会議開催の必要性や効率的な開催方法等の見直しについて検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(事務局)

第 8 条 有識者会議の事務局は環境生活部環境局生物多様性保全課エゾシカ対策グループに置き、事務局は庶務を処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 8 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。